

新型コロナウイルス ワクチン予防接種のご案内

令和4年6月10日現在

4回目のワクチン接種について

接種対象者は3回目を接種してから5カ月以上経過した60歳以上の方並びに18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方およびその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方です。

3回目接種から5カ月を経過する**60歳以上の方へは、個別に予診票を送付します。18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有するなどし、4回目接種を希望される場合は予診票発行の申請が必要です。**4回目ワクチン接種で使用するワクチンはファイザー社製および武田/モデルナ社製です。

[4回目接種を希望される基礎疾患を有する方の申請について]

WEBや窓口、郵送での申請ができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

[3回目の接種をご希望の方]※国の方針により変更することがあります。ご了承ください。

2回目接種の接種終了後5カ月以上経過した12歳以上の方が対象となります。対象の方へは、予診票を順次送付しています。2回目接種より5カ月が経過して予診票が届かない場合は、市役所健康推進課までお問い合わせください。

接種のご予約はWEBまたはコールセンターでできます。

新型コロナウイルスワクチン接種券の再交付およびワクチンパスポート発行、接種済証の再交付については、市役所健康推進課へお問い合わせください。

※ワクチン接種は健康観察の時間(30分程度)を含め45分から1時間程度かかります。

※転入された方で、接種を希望される方は、市役所健康推進課へお問い合わせください。

市ホームページ
新型コロナウイルスワクチン
推進室からのお知らせ



市新型コロナウイルス
ワクチン予防接種
Web予約はこちら



予約・問 市ワクチン接種コールセンター ☎66-0097(平日午前8時30分～午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・受診方法について

▼相談・受診方法

- ①発熱などの症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医などに電話相談する。
- ②相談先が分からない場合や、かかりつけ医などで対応できない場合は、「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談する。
- ③電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診する。

▼受診・相談センター

電話相談窓口	電話番号	受付日時
津島保健所	24-6999	【平日】9:00～17:30 (所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)
夜間・休日 相談窓口	(052) 526-5887	【平日夜間】17:30～9:00 【土・日曜日、祝日】24時間体制

※診療・検査医療機関および電話相談体制を整備した医療機関につきましては、市ホームページでご確認ください。

愛知県救急医療情報センター

かかりつけの診療所などが開いていないとき、愛知県救急医療情報センターにおいても診療・検査医療機関を案内しています。

電話番号	受付日時
26-1133	(所管区域：津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村) 毎日:24時間体制

国民年金からのお知らせ

◆令和4年度申請免除の受け付けが始まります◆

失業や所得の減少などにより保険料の納付が経済的に難しい場合、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

保険料納付猶予制度

20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を後払いにできる制度です。

■免除となる所得の目安(申請する年度の前年所得で審査されます。)

扶養人数	・全額免除 ・納付猶予	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
扶養なし	67万円	103万円	151万円	199万円
1人扶養(ご夫婦のみ)	102万円	152万円	205万円	257万円
3人扶養(ご夫婦、お子さん2人)	172万円	240万円	292万円	345万円

※「1人扶養」、「3人扶養」は、夫か妻のいずれかのみ所得のある世帯の場合です。「3人扶養」の子は、いずれも16歳未満の場合の目安です。

※上記の所得の目安は、標準的なモデルをもとに計算しています。所得の種類や控除額などによって免除に該当しない場合もあります。

免除となる申請期間 ～7月分から翌年6月分まで～

前年所得を審査する必要性から、申請は毎年必要です。

(継続審査希望のある方で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、申請手続き不要です。)

※過去の期間については、申請日より、原則2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

申請手続

【受付期間】 7月1日(金)から

【申請窓口】 市役所保険年金課・十四山支所

【持ち物】 基礎年金番号の分かるもの

(失業などを理由とするとき)雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など

保険料は追納できます

国民年金保険料の免除または納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、納める保険料は3年度目以降、加算額が上乗せされます。

老齢基礎年金の減額を防ぐためにも、なるべく早めに追納するように心がけ、満額の年金に近づけましょう。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

追納は申し込みが必要ですので、詳しくは下記へご連絡ください。

問 中村年金事務所 国民年金課

☎052-453-7200 自動音声案内「2」番を押した後、もう一度「2」番を押してください。